

令和7年度三重県水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

三重県は、耕地面積 55,700ha のうち水田が 42,600ha と約 76%を占め、水田農業が基幹となっています。その中で、令和6年産水稻（子実用を含む）作付面積は 24,900ha と前年を 300ha 下回る減少傾向にあり、主食用米の作付面積も 24,500ha と前年から 400ha 減少しています。

主食用米については、全国の米の需給が引き締まりの傾向となっている中で、本県においても、インバウンドや外食産業の回復等による需要拡大を背景に、県産米の民間在庫量の減少がみられます。こうした状況を踏まえ、米価の安定と県産米の振興に向け、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、引き続き行政・生産者団体・現場が一体となり、需要に応じた米の生産・販売の取組を進める必要があります。

麦と大豆については、麦の需要拡大と麦跡ほ場における大豆の作付推進に取り組んだ結果、水稻－麦－大豆の2年3作体系のブロックローテーションが定着したことにより、作付面積が拡大し、令和6年産麦は約 7,647ha で全国7位、大豆は 4,510ha で全国10位の産地となっています。

この他、農業経営の安定と収益力強化を図るため、地域の実状に応じて新規需要米や野菜等の高収益作物等の生産が行われています。

本県では、水田を取り巻く環境や社会情勢の変化、新たな課題等に対応し、水田農業を安定的に継続していくため、「三重の水田農業戦略 2020」を令和2年10月に策定しました。戦略では、「持続可能なもうかる水田農業」の実現に向け、令和11年度を目標年度として、①水田作物の生産対策（商品づくり）、②水田作物の販売対策（販路づくりとブランド化）、③水田農業の生産体制の確立（担い手づくり）、④水田農業の生産基盤の整備（環境づくり）の4つの取組方向に基づき、農業者、関係事業者、関係機関・団体等が一体となって水田農業の発展を図る取組を進めていきます。また、需要に応じた生産・販売の取組を進めるため、主食用米の「生産量の目安」を三重県農業再生協議会から県内の各地域農業再生協議会へ提示しています。

主食用米について、令和7年産の「生産量の目安」を前年より増加（対前年+7,586トン）し、提示しています。引き続き、米の需要に応じた生産を強化していく必要があります。

麦については、実需者、関係団体及び行政で構成する「三重県麦作振興対策会議」を中心に、実需者のニーズに対応した品種の導入に取り組み、需要・生産の拡大を図ってきた結果、作付面積が全国第7位の産地となりました。一方で、需要に対応できる安定した品質や供給量の確保が課題であり、適期作業の励行、排水対策の高度化及び土づくり等の取組を進め、単収・品質の向上を図ることができました。その結果、単収は増加傾向となり、品種によっては需要を上回る供給となっています。しかし、年次による変動が大きく、供給量や品質を安定させるために引き続き、取組を継続していく必要があります。

大豆については、加工事業者等から安定した需要がありますが、近年は単収低迷が続いており、供給量が不足していることから、単収向上と生産の安定化が課題となっています。

飼料用米については、麦、大豆の栽培不適地等における非主食用水稻として、主食用米

の需給バランスを考慮しながら、単収向上による生産安定とともに需要に応じた生産に取り組む必要があります。

高収益作物については、主に水田を活用して作付けされる露地野菜について、野菜産地強化計画が20品目、21地域農業再生協議会の範囲で策定されており、このほかにも、新たな産地化の取組が行われています。引き続き産地の将来像である産地強化計画の策定及び実現を支援していく必要があります。

また、本県では、地域の水田農業の核となる担い手に対して、農地の集積・集約化を推進しているところですが、引き続き、担い手の育成・確保に向け、「地域計画」の実現や農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積・集約化等を進め、担い手の高齢化、後継者不足を解消し、持続的に発展する地域の担い手を育成していく必要があります。

現在、本県の担い手への農地集積率は約47%で、残りの約53%の農地は、兼業農家や高齢農家など小規模な家族農業が生産を担っています。こうした中、中山間地域といった生産条件が不利な地域などで核となる担い手が不在の地域や、農業法人が存在しても、労働力不足や分散錯圃など十分な営農条件が確保されていない地域等では、既存の耕作を行っている小規模な家族農業の継続を図ることが重要な課題となっています。このため、地域の実情に応じ、担い手の経営発展とともに、小規模な家族農業などの継続を図ることが必要となっています。

さらに、中山間地域では、生産能力の低下が顕著となっている地域もあり、荒廃農地が年々増加傾向となっています。そのため、水田を水田としていかに活用するかが課題となっています。

近年、農業現場における労働力の確保や生産性の向上などを実現するため、スマート農業技術の実装化に期待が持たれています。本県においても、「ほ場管理システム」や「直進アシスト・可変施肥機能付き田植機」、「ドローン」などの導入が徐々に進みつつあり、ほ場管理の省力化、高収量・高品質生産に寄与する取組が出てきています。引き続き、スマート農業技術及び有効な技術の実装化に取り組み、農業者それぞれの経営に合った形で必要なスマート農業技術が導入できるよう支援する必要があります。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

主食用米の生産の強化を進めるとともに、さらなる水田収益力強化、フル活用を進めるためには、これまでの麦や大豆、非主食用米等に加え、高い収益性が期待できる野菜や果樹、花木などの高収益作物や、飼料作物の導入を図る必要があります。

本県においては、各地域農業再生協議会の意見や各産地における現状と課題、今後について協議等を踏まえ、高収益作物の中でも特に野菜に重点をおき、関係機関・団体と連携し、水田における高収益作物の導入促進に取り組むとともに、各地域農業再生協議会とも連携し、更なる産地の創出を目指します。

当面は、需給状況を鑑みて、ブランド野菜であるなばなを県推進品目に位置づけ推進します。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

水田フル活用を進めるためには、農地の排水性の改善や集積・集約化等に計画的に取り組むほか、地域における効率的な土地利用にも配慮しつつ、畑作物の本作化を進める必要があります。近年、畑作物のみを続けている水田がある場合は、地域農業再生協議会と連

携し、畑地化に向けた支援を進めます。

また、地域においては、農業従事者の高齢化や担い手不足が顕著であり、用排水路の維持管理・補修が困難といった課題を抱えていることから、将来にわたり水田機能を維持し続けるのが困難な水田や、数年前から自己保全管理、遊休農地化している水田についても、地域農業再生協議会の点検結果を踏まえ、連携を密にし、地域の意向等を考慮しながら、必要に応じて畑地化に向けた支援を行います。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

本県は、主食用米の約7割をコシヒカリが占める西日本最大級のコシヒカリの産地であり、早場米として主に県内、関西・中京圏で販売されています。また、「結びの神（品種名：三重23号）」については、ブランド米としての取組を進め、県内をはじめ首都圏や関西圏でも販売されています。一方、近年需要が高まっている外食、中食など業務用米に対しては、県育成品種の「みのりの郷」や「なついろ」のほか、国育成の多収性品種による取組が進められています。

今後も引き続き、これまでの県内外の販路拡大に向けたPR活動等の取組に加え、実需者等との連携により、中食・外食等の業務用途での取組を進めながら、県産米の生産・販売を促進し、多様なニーズや需要の変化に的確に対応できる産地を目指すことで、県産米の振興とシェアアップを図ります。

生産面においては、作付割合の高いコシヒカリにおいて、高温障害による登熟不良や斑点米カメムシ類の吸汁害等により、品質が低下し、全国の1等米比率を大きく下回っていることから、土づくり、適正施肥および水管理の徹底、斑点米カメムシ類等の病虫害防除対策の徹底等による品質向上に取り組めます。

また、高温障害に強い高温耐性品種等の導入、作付拡大を進めることにより、県産米の品質の向上に向け品種構成の改善にも取り組めます。

このほか、農業機械の共同利用や集落営農の推進、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化、共同利用施設の再編、資材費の低減等の従来からの取組に加え、スマート農業による稲作の低コスト省力化にも取り組めます。

(2) 備蓄米

主食用米と同じ機械、施設で取り組めるため、需要に応じた生産を推進します。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

麦、大豆の栽培不適地等における主食用米と同じ機械、施設で取り組める非主食用水稻として重要な作物であるため、引き続き、主食用米の需給バランスや作期分散、地域の水利条件等を考慮しながら、単収向上による生産の安定化を図るとともに、需要に応じた生産拡大を進めます。

また、地域内における畜産農家の需要意向把握と農業者等への情報提供を継続して実施するとともに、畜産農家等の実需者への安定供給に向け、多収品種での取組等を支援します。

イ 米粉用米

麦、大豆の栽培不適地等における主食用米と同じ機械、施設で取り組める非主食用水稻として重要な作物であるため、引き続き、需要に応じた生産を推進していきます。また、

本県においては、「水田活用米穀」として、米粉用米、新市場開拓用米、加工用米を一体的に推進していることから、「水田活用米穀」トータルとしての生産を図っていきます。

併せて、多収品種の導入等による低コスト生産の取組も進めます。

ウ 新市場開拓用米

麦、大豆の栽培不適地等における主食用米と同じ機械、施設で取り組める非主食用水稲として重要な作物であるため、引き続き、国内外のコメの新規需要（輸出用米、化粧品用、石けん用、バイオエタノール用など）に応じた生産を推進していきます。

また、本県においては、「水田活用米穀」として、米粉用米、新市場開拓用米、加工用米を一体的に推進していることから、「水田活用米穀」トータルとしての生産を図っていきます。

エ WCS 用稲

地域内の畜産農家との耕畜連携、専用収穫機等の機械整備、安定的な供給ができる体制づくりを推進しながら、乳用牛を中心とした畜産農家の需要に応じ、計画的に生産拡大を進めます。

オ 加工用米

麦、大豆の栽培不適地等における主食用米と同じ機械、施設で取り組める非主食用水稲として重要な作物であり、県内外の酒造メーカーから安定した需要があるため、需要に応じた生産を推進するとともに、本県においては、「水田活用米穀」として、米粉用米、新市場開拓用米、加工用米を一体的に推進していることから、「水田活用米穀」トータルとして生産を図っていきます。

（４）麦、大豆、飼料作物

ア 麦

各地域で確立されているブロックローテーション等の土地利用と集団栽培のシステムを維持しながら、実需者の求める品種の実状に応じた作付推進と安定生産、品質向上に向けた取組を進めます。また、引き続き実需者との連携を強化する中で、需要の拡大等を図るとともに、近年の気候変動にも対応でき、生産性の高い品種の導入検討も進めていきます。

イ 大豆

本県産大豆は、主に麦跡ほ場における二毛作作物として生産され、作付面積は拡大傾向にありますが、平均単収は 10 年連続で 100kg/10a を下回っており、実需者からは安定供給を求められています。担い手の経営安定の観点からも単収の向上が課題となっているため、生産性向上のための取組を進め、単収の向上を図る必要があります。

単収向上と生産の安定化のためには、生産意欲の高い農業者における作付拡大に取り組む必要があります。同時に、大規模生産者の作期分散に対応するため、早播き適正のある新品種を令和 5 年度に奨励品種として採用し、地域での生産を進めています。

特に、単収向上に向けては、地域や生産者ごとの課題に応じて排水対策（明渠、暗渠等）、肥培管理、カメムシ類防除等の基本技術に加え、調湿による湿害回避や、新しい耕種技術（チゼル深耕、小明渠浅耕播種、早播き摘心）など、具体的な取組を支援します。また、収量性に優れる新品種の導入に向け、実証に取り組めます。

ウ 飼料作物

地域内の畜産農家との耕畜連携の取組を推進し、畜産農家の需要に応じた計画的な面積拡大、安定的な供給ができる体制づくりを進めます。

(5) そば、なたね

麦、大豆の不適地が多い中山間地域等で、地域活性化の取組として作付が進められてきましたが、生産が不安定で安定した供給量が確保できていません。そのため、栽培技術や地域での生産体制の確立に取り組み、安定的な収量・品質を確保し、6次産業化や農商工連携等の取組を通じ、地域事業者等との連携による需要の確保を図ります。

(6) 地力増進作物

麦、大豆の連作による水田の地力低下や野菜の連作障害の発生による減収を回避し、作物の生産性の向上を図るため、地力増進作物の作付け・すき込みによる土づくりの取組を支援します。

(7) 高収益作物

ア 野菜

本県産野菜のうち、主に水田を活用して作付けされる露地野菜について、20品目、21地域農業再生協議会の範囲で、野菜産地強化計画が策定されています。また、既存産地以外にも新たな産地化の取組が行われているため、県段階において各産地で策定された産地強化計画の実現に向けた支援を行い、水田収益力強化及びフル活用を進めます。

地域段階においては、トマト、キャベツ、はくさい、ねぎの指定産地に対する支援のほか、キャベツ、青ねぎなど需要の多い加工業務用野菜やイチゴ、アスパラガス、マコモなど各地域独自のブランド野菜の生産拡大に取り組みます。

また、学校給食への供給や地域の直売所での販売等、地産地消の取組についても、引き続き高収益品目として農業者の経営安定に資するために生産拡大に向けた取組を行います。

イ 果樹

梨、ブルーベリー、ゆずなど水田を活用した各地域独自の果樹の生産拡大に取り組みます。

ウ 花き・花木

鈴鹿地区を中心に栽培されているサツキ類は全国有数の産地となっています。このほか、各地域においてシクラメン等の鉢物類や伊勢・松阪地区を中心としたバラ栽培等が行われており、生産拡大に向けた取組を進めていきます。

エ ゴマ

ゴマ栽培は、以前から県内の実需者が個別に推進してきましたが、手作業での除草・収穫など盛夏期の重労働が多いことから、小面積で細々と行われてきました。本県では、県内実需者からの栽培推進の支援要請を受け、栽培面積100haを目標に掲げ、平成26年度から産学官が連携した「三重県ゴマ産地化プロジェクト」を展開しています。

同プロジェクトでは、試験研究機関における除草・収穫作業の機械化の実証取組や、手作業で行う工程が多く、福祉事業者が比較的参入しやすい作物であることから、福祉事業者の参入による農福連携の取組を推進してきました。その結果、令和6年度の作付面積は21.4haとなっています。

今後も、大規模農業者や福祉事業者への栽培推進を行います。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

- ※ 地域農業再生協議会が水田収益力強化ビジョンを策定する場合には、都道府県水田収益力強化ビジョンの後に添付してください。
- ※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

５ 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和８年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	24,500	0	24,700	0	27,189	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	1,951	0	2,500	0	2,500	0
米粉用米	78	0	105	0	110	0
新市場開拓用米	128	1	128	6	150	5
WCS用稲	304	0	304	0	309	0
加工用米	178	0	158	9	200	0
麦	7,647	372	7,630	350	7,660	400
大豆	4,510	4,492	4,730	4,630	4,760	4,560
飼料作物	251	99	236	81	51	0
・子実用とうもろこし	27	0	26	0	51	0
そば	47	35	46	36	100	80
なたね	12	4	12	4	10	5
地力増進作物	23	—	27	—	40	—
高収益作物	768.9	—	820.8	—	812.1	—
・野菜	559.5	—	627.9	—	620.6	—
（産地強化野菜）	559.5	—	627.9	—	620.6	—
はくさい	104.4		104.4		93.5	
ばれいしょ	23.9		28.0		28.0	
ネギ	74.1		87.0		87.0	
キャベツ	246.6		257.5		257.5	
ブロッコリー	36.9		43.5		43.5	
なばな	40.7		65.6		65.6	
たまねぎ	5.0		5.0		2.3	
モロヘイヤ	2.8		3.2		4.0	
カボチャ	9.3		16.0		20.0	
かんしょ	8.5		9.0		10.0	
アスパラガス	4.5		4.5		5.0	
かぶ	2.8		4.2		4.2	
・花き・花木	94.0	—	78.9	—	78.9	—
・果樹	94.0	—	92.6	—	92.6	—
・その他の高収益作物	21.4	—	21.4	—	20	—
ごま	21.4	—	21.4	—	20	—
その他	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
畑地化	5.2	—	1.0	—	10	—

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	小麦、大麦 （基幹作・二毛作）	麦類の安定生産、品質 向上支援	作付面積	（令和6年度） 7,647ha	（令和8年度） 7,660ha
2	大豆 （基幹作・二毛作）	大豆の生産性向上支援	作付面積 10a当たり収量	（令和6年度） 4,510ha 58kg/10a	（令和8年度） 4,760ha 120kg/10a
3	飼料用米 （基幹作）	飼料用米への作付転換 支援	作付面積	（令和6年度） 1,951ha	（令和8年度） 2,500ha
4	露地野菜（ハクサイ、ばれ いしょ、キャベツ、ネギ、 ブロッコリー、なばな、た まねぎ、カボチャ、モロヘ イヤ、かんしょ、アスパラ ガス、かぶ）	露地野菜産地強化支援	作付面積	（令和6年度） 559.5ha	（令和8年度） 620.6ha
5	米粉用米 （基幹作）	米粉用米への作付転換 支援	作付面積	（令和6年度） 78ha	（令和8年度） 110ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:三重県

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	麦類の安定生産、品質向上支援	1, 2	2, 000	小麦、大麦	作付面積に応じて支援（収量要件あり）。また、技術要件を3つ以上実施（排水対策、土壌改良、難防除雑草対策、効率的効果的施肥、病虫害防除対策等）。
2	大豆の生産性向上支援	1, 2	3, 000	大豆	作付面積に応じて支援。また、技術要件を3つ以上実施（排水対策、土壌改良、300A播種技術、難防除雑草対策、病虫害防除対策（本田2回防除）等）。
3	飼料用米への作付転換支援	1	2, 000	飼料用米	飼料用米の作付面積が前年より拡大した場合に拡大面積分を支援。ただし、加工用米等取組計画が東海農政局三重県拠点に受理されていることと、病虫害防除対策（本田防除）の実施が必要。
4	露地野菜産地強化支援	1, 2	20, 000 10, 000 5, 000	露地野菜（ハクサイ、ばれいしょ、キャベツ、ネギ、ブロッコリー、なばな、たまねぎ、カボチャ、モロヘイヤ、かんしょ、アスパラガス、かぶ）	野菜産地強化計画の範囲を含む市町内で当該品目を生産する生産者に対して、作付面積に応じて支援。
5	米粉用米への作付転換支援	1	2,000	米粉用米	米粉用米の作付面積が前年より拡大した場合に拡大面積分を支援。ただし、加工用米等取組計画が東海農政局三重県拠点に受理されていることと、病虫害防除対策（本田防除）の実施が必要。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇（二毛作）」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇（耕畜連携）」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇（耕畜連携・二毛作）」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細（個票）の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細（個票）の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。